カミノ株式会社 レンタル携帯電話サービス利用規約 兼 契約書

<第1条 規約の範囲>

カミノ株式会社(以下、当社という)は、レンタル携帯電話サービス利用規約(以下、本規約という)を定め、これにより携帯電話のレンタルサービス(以下、本サービスという)を提供します。当社が、本規約以外の提供条件を定め、それにより提供するものを除きます。

<第2条 規約の変更>

当社は、本規約を変更することがあります。この場合には、変更後の規約を適用して本サービスが提供されます。

<第3条 法令に規定する事項>

本サービスの提供にあたり、法令に定めがある事項はその定めるところによります。

<第4条 サービスの提供区域>

本サービスの提供区域は、移動体通信事業者のサービス区域と同一です。

<第5条 本サービス利用権の譲渡>

契約者は、本サービスの提供を受ける権利を譲渡することができません。

<第6条 本契約の申し込み>

契約者は、本契約の申し込みに際して、契約者本人の身分証明書の原本を提示し、その写しを提出します。

<第7条 プラン及びオプション契約変更の申し込み>

本サービスは当社名義の携帯電話を貸与するサービスですので、プラン及びオプション契約変更を希望される場合には、必ず当社へ申し出ていただきます。万が一、キャリアへ直接申し込まれた場合、または、携帯電話を操作する事によってプラン及びオプション契約変更を行った場合には、発生した料金請求の他、保証金をお預かりする等の措置を取る事があります。

<第8条 契約者の氏名等の変更の届出>

契約者は、氏名、名称、連絡先、住所若しくは屋所、請求書の送付先、請求先のEメールアドレス、請求先の電話番号に変更があったときは、そのことを当社が別に定める方法により速やかにその本サービスの契約事務を行う事業所に通知していただきます。

- 2. 前項の通知があったときは、当社は、その通知があった事実を証明する書類を提出して頂くことがあります。
- 3. 契約者が第1項の通知を怠ったときは、当社が本契約に関し契約者の従前の氏名、名称、連絡先、住所若しくは居所、請求書の送付先、 請求先のEメールアドレス、請求先の電話番号宛に発信した書面又は通知は、不到達の場合においても、通常その到達すべき時に契約者 に到達したものとみなします。

<第9条 当社が行う本契約の解除>

当社は、次の場合には、本契約を解除することがあります。

(1) 第11条(利用停止)の規定により本サービスの利用を停止された契約者が、なおその事実を解消しないとき。

<第10条 利用中止>

当社は、次の場合には、本サービスの利用を中止することがあります。

- (1) 当社又は移動体通信事業者の電気通信設備の保守ト又は丁事トやむを得ないとき。
- (2) 当社と移動体通信事業者との契約が解除されたとき。
- 2. 当社は、前項の規定により本サービスの利用を中止するときは、あらかじめそのことを契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない 場合は、この限りではありません。

<第11条 利用停止>

当社は、契約者が次のいずれかに該当するときは、その本サービスの利用を停止することがあります。

- (1) 料金その他の債務について、支払い期日を経過してもなお支払わないとき。
- (2) 本サービスに係る契約の申込みにあたって当社所定の書面に事実に反する記載を行ったことが判明したとき。
- (3) 第8条(契約者の氏名等の変更の届出)の規定に違反したとき、又は同条の規定により届け出たその内容について事実に反することが 判明したとき。
- (4) 契約者が本サービスの利用において、第17条(利用に係る契約者の義務)の規定に違反したと弊社が認めたとき。
- 2. 当社は、前項の規定により本サービスの利用停止をするときは、あらかじめその理由、利用停止をする日及び期間を契約者に通知します。 ただし、前項各号に規定する事実が当社の業務の遂行上特に著しい支障をあたえると認める場合であって緊急やむを得ないときは、利用 停止後速やかに通知します。

<第12条 料金>

本サービスに係る料金は、料金表に規定する基本使用料、オプション料、通信料、契約解除手数料及び手続きに関する料金とします。

2. 当社が定める一定数以上の回線契約の際には、保証金をお預かりします。契約解除となった月の翌々月月末までに、契約者名義の口座へ 全額送金します。ただし、契約解除時に、当社に支払うべき料金が未払いの場合、未払い金額を差し引いた金額を返金します。未払い金 額が保証金の金額を上回る場合でも、不足金額分が免責されるものではなく、契約者は不足金額分について支払い義務を負います。

<第13条 料金の支払い義務>

契約者は、料金表において別段の規定がある場合を除き、その契約に基づいて当社が契約者回線の提供を開始した日から起算して、契約の 解除日までについて、料金表に規定する料金の支払いを要します。

<第14条 割増金>

契約者は、料金の支払いを不法に免れた場合には、その免れた額のほか、その免れた額(消費税相当額を加算しない額とします。)の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として、当社が指定する期日までに支払っていただきます。

<第15条 延滞利息>

契約者は、料金その他の債務(預託金及び延滞利息を除きます。)について支払期日を経過してもなお支払がない場合には、支払期日の翌日

から支払いの日の前日までの間の当社が定める日数について年 14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として、当社が指定する期日までに支払っていただきます。

<第16条 免責>

当社は、契約者が本サービスの利用に関して損害を被った場合でも、なんら責任を負いません。

<第17条 利用に係る契約者の義務>

契約者は次のことを守っていただきます。

- (1) 故意に契約者回線を保留にしたまま放置する行為、故意に多数の不完全呼を発生させる等通信のふくそうを生じさせるおそれがある行為その他の通話の伝送交換に妨害を与える行為を行わないこと。
- (2) テレメタリング等、著しく通話回数を増加させるおそれがある態様で、本サービスを利用しない事。
- (3) 本サービスの利用は契約者本人に限定されますので、第三者への貸与及び譲渡をしない事。
- (4) Eメールまたはショートメッセージサービス(以下、SMSという)を用いた不特定多数へのメッセージ送信、いわゆる迷惑メールの送信をしない事。
- (5) 違法に、又は公序良俗に反する態様で、本サービスを利用しないこと。

<第18条 損害賠償>

契約者が第17条 (利用に係る契約者の義務) に違反した事によって当社に損害が発生した場合には、契約者は当社に対して損害を賠償するものとする。

<第19条 合意管轄>

本サービスに関連して生じた一切の紛争は東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

附則 (制定)

本規約は2018年1月30日から実施します。

附則 (商号変更)

2018年6月19日より池袋不動産株式会社はカミノ株式会社に商号変更を行います。池袋不動産株式会社とご契約いただいているお客様は、 本サービスの契約を再度締結する必要はありません。

カミノ株式会社

〒171:0014 東京都豊島区池袋二丁目42-3

~~~~~~~~~	ご契約内容	~~~~~~~~~~
-----------	-------	------------

契約日 年月日契約満了日 年月日

契約電話番号

氏 名

住 所

(自署または印)

貸 出 会 社 カミノ株式会社 東京都豊島区池袋二丁目42-3

